

第2号様式

鹿児島県警察における盗難等の被害届出に係る受理証明事務取扱い要領について
(概要)

(令和2年12月22日 鹿捜一第243号)

本通達は、鹿児島県警察における盗難等の被害届出に係る受理証明事務の取扱い要領について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 願出者
- 願出理由
- 証明する事項
- 願出手続
- 証明事務の手続

等である。